

子どもインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します

生後6ヶ月～15歳（中学3年生）まで接種を希望される人に、インフルエンザ予防接種費用を一部助成します。接種を希望される人は、以下の事項を確認の上、接種してください。

この予防接種は希望する人が受けれる任意予防接種で、保護者の判断で接種を決めるものです。

●助成対象者 **南関町に住所** があり、接種日当日、**生後6ヶ月から15歳（中学3年生）** までの人

●接種期間 **10月1日 火～翌年1月31日 金**

（ただし、医療機関の診療日・時間内に限る。接種期間をすぎた場合は助成対象となりません。）

（接種期間あたり）	13歳未満：2回
1人年2回まで	13～15歳：1回または2回

●助成金額 1回あたり助成限度額 **2,000円**（接種料金との差額は自己負担）



下記の医療機関は委託契約をしているため、接種後の手続きは不要です。

●接種方法・申請方法

◎委託医療機関に予診票を配置しています。事前に予約をお願いします。接種時には、「母子健康手帳」をご持参ください。

◎インフルエンザ予防接種費用から2,000円を差し引いた額を自己負担してください。

★ 委託医療機関



田尻医院	53-0016
さかき診療所	53-1125
田辺クリニック	53-8211
石崎医院（大牟田市）	0944-58-0117
和田医院（大牟田市）	0944-55-1529

※上記以外の医療機関で接種される場合

◎保健センターで予診票を配布します。母子健康手帳をお持ちください。

◎インフルエンザ予防接種後、医療機関窓口で **接種費用全額を支払った後で、申請手続きを行ってください。（申請先：南関町保健センター）**

◎南関町の予診票を使用されないと助成の対象になりません。

【申請時に必要なもの】 1回あたり上限2,000円までの助成金を指定された口座に振り込みます。

1. 予診票 … 接種後、医療機関からお受け取りください（①町提出用）
2. 領収書（接種者氏名・予防接種の種類・金額が分かるもの）
3. 母子健康手帳
4. 印鑑
5. 振込先が分かるもの（保護者の口座）
6. 子どもインフルエンザ予防接種費助成金申請書・請求書 … 保健センターにあります。

申請期間 **令和2年2月28日 金** まで

第6回 南関町を支える農業者さん

とくみつ なりと
徳満 成人さん（下坂下）



下坂下米田地区で、水稻やナスを栽培されている徳満成人さんを取材しました。

学生時代に大阪に住んでいた時、母の実家である南関町から米や野菜を送ってもらっていました。それらの美味しさに衝撃を受け、私もこんな米・野菜を作りたいと思い、農業を学ぶため、熊本県立農業大学校に入り、祖父の後を継いで就農しました。今年で5年目です。

今年から新たに施設ナスに取り組み、農業の基礎、基盤を作るため日々勉強しています。天候に左右される作業が多いので、天候を読む力も勉強していかたいです。

また、子どもが生まれたので、仕事と私生活の時間配分が今後の課題です。

徳満さん、お忙しい中の取材のご協力ありがとうございました。

農作物の野生鳥獣被害にお困りの地域・集落のみなさん 「鳥獣被害対策」はあなたにもできます

あなたの集落や田畠がイノシシやアナグマなどの被害を受ける理由

→ それは、あなたや集落のみなさんが、あなたの集落や田畠を使って、無意識のうちにイノシシやアナグマなどの「えづけ」に成功しただけのことです。



鳥獣被害対策

これまで無意識に行ってきた、集落や田畠を使った鳥獣の「えづけ」を止めること（えづけSTOP!対策）

この考え方を基本に、みんなの集落や田畠を見つめ直し、みんなの力を合わせて「えづけ」を止めるための対策（えづけSTOP!対策）を行っていくことが重要です。

もう一つ大切なのは、対策を行う順序です。必ず、以下の順序で対策を進めてください。

対策その1：みんなで勉強

- 地域の皆さんで、鳥獣や被害対策についての正しい知識を学習する。
- 集落には二つの餌がある

対策その2：守れる田畠・集落づくり

- 「えづけSTOP！」の観点から集落を見つめ直し、鳥獣が近寄りにくい、住みにくい集落や田畠に変えていく。

対策その3：囲いや追い払い

- 田畠を鳥獣のエサ場としないための防護柵の設置
- 集落を鳥獣にとって怖いところと学習させるための地域ぐるみでの追い払い。

対策その4：有害捕獲

- 集落に被害を与える（集落近辺に住みついた）個体を対象とした有害捕獲。
- 山の10頭より里の1頭



まずは、正しい知識を身につけ、集落を点検し、えさ場と隠れ場をなくすことから始めてみましょう。

詳しくは、経済課農林振興係または熊本県のホームページ「これならできる！鳥獣被害対策の手引き」(https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_1277.html)をご参照ください。この冊子は、ダウンロード（無料）できます。

問 経済課 ☎ 57-8504